

富里市資源回収運動奨励金交付要綱

(平成12年3月24日告示第24号)

改正	平成16年2月27日告示第8号	平成19年3月30日告示第109号
	平成20年3月31日告示第43号	平成22年1月26日告示第11号
	平成22年1月28日告示第14号	平成25年3月25日告示第53号
	平成28年3月31日告示第97号	平成31年3月29日告示第103号
	令和4年3月18日告示第34号	令和5年3月14日告示第30号

(目的)

第1条 この要綱は、再資源化物の積極的な回収により、ごみの減量化及び資源の有効利用を推進するため資源回収運動奨励金（以下「奨励金」という。）を交付し、市民のリサイクルに対する意識の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体 区、自治会、老人クラブ、子ども会、PTA等で恒常的に組織化され、年3回以上資源回収を実施する集団をいう。
- (2) 再資源化物 別表第1に掲げる再生利用可能な一般廃棄物をいう。
- (3) 組合 富里市との協定に基づき、団体が回収した再資源化物を引き取る業者が複数集まる組織をいう。

(団体の登録、変更等)

第3条 奨励金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ市長に資源回収運動団体登録届出書（別記第1号様式）を提出し、登録しなければならない。

2 前項に規定する登録を変更し、又は廃止しようとするときは、資源回収運動団体登録変更・廃止届出書（別記第2号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

(団体の責務)

第4条 団体は、次に掲げる事項を行い、円滑な資源回収の実施に努めるものとする。

- (1) 当該活動年度の実施計画書をあらかじめ市長に提出すること。
- (2) 回収に当たっては、決められた回収日に再資源化物を種類ごとに区分するとともに、集積場所等地域環境の美化に努めること。
- (3) 団体を構成する市民への集積方法等の指導をすること。

(組合の責務)

第5条 組合は、次に掲げる事項を行い、円滑な資源回収の実施に努めるものとする。

- (1) 当該活動年度の実施計画書をあらかじめ市長に提出すること。
- (2) 団体が回収し、集積された物は自らの責任において処理すること。
- (3) 回収に当たっては、品目別に計量記録すること。
- (4) 回収代金は、速やかに団体に回収計量表を添えて支払うこと。
- (5) 毎月の回収状況を翌月の10日までに市長に報告すること。

(奨励金の額等)

第6条 市長は、団体が資源回収を実施したときは、別表第2に定めるところにより、予算の範囲内で奨励金を交付する。

2 市長は、組合が資源回収を実施したときは、別表第3に定めるところにより、予算の範囲内で奨励金を交付する。

3 前各項の規定により奨励金の交付をする場合において、1キログラムに満たない回収量があるときは、これを四捨五入するものとする。

4 第1項又は第2項の規定にかかわらず、奨励金を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該事業は、奨励金の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の

契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(奨励金の交付申請)

第7条 奨励金の交付申請に当たっては、資源回収運動奨励金交付申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、次の各号の実施期間の区分に応じ当該各号に定める日までに行うものとする。

- (1) 4月から6月まで 7月10日
(2) 7月から9月まで 10月10日
(3) 10月から12月まで 1月10日
(4) 1月から3月まで 3月31日

(奨励金の交付決定)

第8条 市長は、前条による申請があつたときは、内容を審査し、奨励金を交付することが適当と認められるときは、資源回収運動奨励金交付決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(奨励金の請求及び交付時期)

第9条 前条の規定による通知を受けた団体又は組合は、資源回収運動奨励金交付請求書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 奨励金の交付時期は、原則として年4回（7月、10月、1月及び3月）交付するものとする。

(実績報告等の特例)

第10条 富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）第15条に規定する実績報告については、第7条第1項に規定する交付申請をもって当該実績があつたものとみなす。

2 規則第16条に規定する確定通知については、第8条に規定する交付決定通知をもって当該確定通知があつたものとみなす。

(奨励金の返還)

第11条 市長は、詐欺その他不正の手段により奨励金の交付を受けたときは、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(指導)

第12条 市長は、この要綱の目的を達成するため、団体及び組合に対し資源回収運動の推進に必要な措置、指導を行うものとする。

(暴力団密接関係者)

第13条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、第6条第4項第2号

又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体）とする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成12年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成16年2月27日告示第8号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第109号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第43号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月26日告示第11号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月28日告示第14号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日告示第53号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第97号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第103号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第34号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

分 類	品 目
紙 類	新聞 雑誌類 段ボール 飲料用紙パック パッケージペーパー
織 維 類	布類
空 き 缶 類	飲料用アルミ缶
瓶 類	ビール瓶 一升瓶
市長が指定する物	市長が別に定める品目

別表第2（第6条関係）

分 類	奨 励 金 の 額
紙 類	1キログラム当たり5円
織 維 類	1キログラム当たり5円
空 き 缶 類	1キログラム当たり5円
瓶 類	1キログラム当たり5円
市長が指定する物	市長が別に定める額

別表第3（第6条関係）

分 類	奨 励 金 の 額
紙 類	1キログラム当たり3円
織 維 類	1キログラム当たり3円
空 き 缶 類	1キログラム当たり3円
瓶 類	1キログラム当たり3円
市長が指定する物	市長が別に定める額

別記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

資源回収運動団体登録届出書

富里市長

様

申請者 住 所

氏 名

㊞

電話番号 ()

富里市資源回収運動奨励金交付要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

団 体 の 名 称		
代 表 者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	()
実 施 区 域		
参 加 世 帯 数		

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

登録変更
資源回収運動団体 届出書
廃止

富里市長 様

名 称
代表者 住 所
氏 名 (印)
電話番号 ()

富里市資源回収運動奨励金交付要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更内容	代 表 者	新	住 所			
			氏 名		電 話	
	旧	住 所				
		氏 名		電 話		
名 称	新					
	旧					
変更年月日	年 月 日					
変更の理由						
廃止年月日	年 月 日					
廃止の理由						

年 月 日

資源回収運動奨励金交付申請書

富里市長 様

名 称

代表者 住 所

氏 名 (印)

電話番号 ()

資源回収運動奨励金の交付を受けたいので、富里市資源回収運動奨励金交付要綱第7条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 交付申請額 円

2 回収実績 単位 kg

分 類	月	月	月	合 計
紙 類				
織 維 類				
空 き 缶 類				
瓶 類				
合 計				

3 添付書類 計量表

第4号様式（第8条関係）

指令第 号
年 月 日

資源回収運動奨励金交付決定通知書

名 称
代表者氏名 様

富里市長



年 月 日付けで申請のあった資源回収運動奨励金について
下記のとおり決定したので、富里市資源回収運動奨励金交付要綱第8条の規定
により通知します。

記

交 付 決 定 額 円

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

資源回収運動奨励金交付請求書

富里市長 様

名 称

代表者 住 所

氏 名 ㊟

電話番号 ()

年 月 日付け指令第 号の で交付決定のあった資源
回収運動奨励金を下記のとおり請求します。

記

交付請求額 円